

# まちづくりルール

お お し ま も と の や ま

# 大島元の山地区



低層の良好な住環境を守りましょう

# 「地区計画の決定」に関すること。

## 1 敷地面積の最低限度

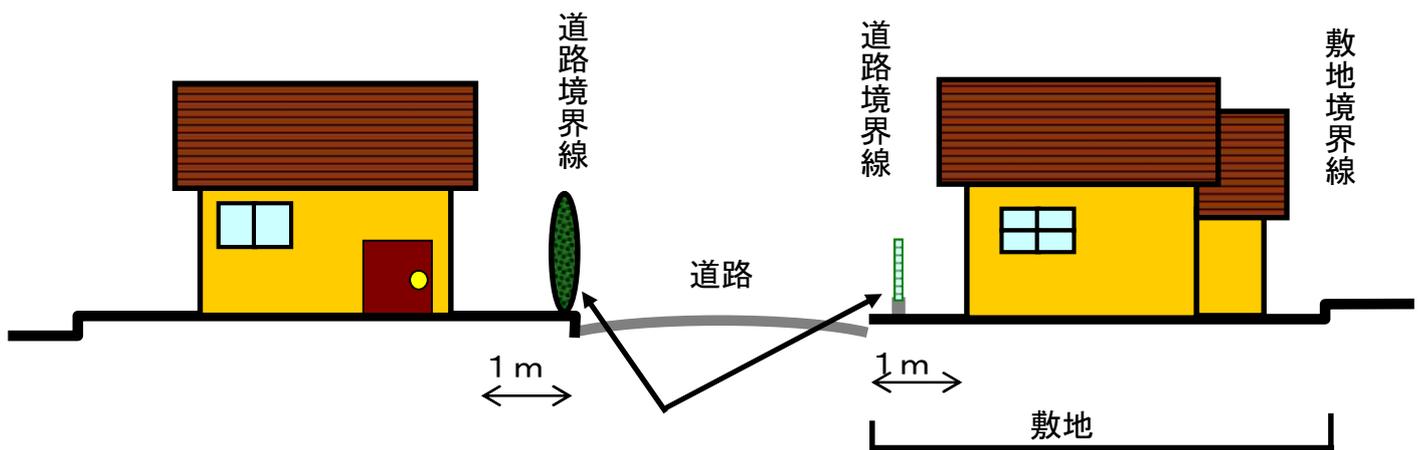
建て詰まりをさけて、ゆとりある居住環境を確保するため、敷地面積は180平方メートル以上にします。

ただし、地区計画の決定告示以前に、180平方メートルに満たない敷地の場合は、それ以上に敷地を細分化しなければ建築行為が可能となります。

## 2 垣又はさくの構造の制限

道路境界線から1メートル未満の距離に設置する垣やさくは、生垣又はフェンス、その他透視性のある鉄さく等とします。

### 【イメージ図】



(ルール2) 道路から1m未満に垣又は柵を設ける場合には、生垣やフェンスその他透視性のある鉄さく等とします。

(ルール1) 敷地面積は、180㎡以上とします。

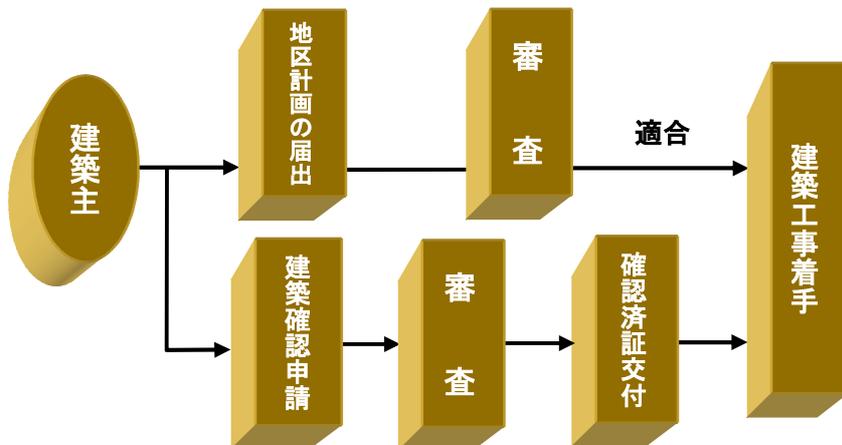
## 豊田都市計画地区計画の決定（豊田市決定）

都市計画大島元の山地区計画を次のように決定する。

名	称	大島元の山地区計画				
位	置	豊田市大島町元の山、星ヶ丘の各一部				
面	積	約 6.4 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市中心部より南西約1.1kmに位置し、大規模な住宅地と優良な農地に囲まれている。</p> <p>周辺は、宅地開発事業により住宅地整備が行われており、当該地区においても宅地開発による良好な市街地形成がなされている。</p> <p>本計画は、この住宅地のゆとりある良好な居住環境を保全し、秩序ある市街地の形成を誘導するものである。</p>				
	土地利用の方針	<p>基盤整備が進められた周辺の住居系市街地との調和や、ゆとりある住環境の維持を図りながら、住民の生活利便性の向上、住環境の悪化防止に向けた、適切かつ合理的な土地利用を推進する。</p>				
	地区施設整備の方針	<p>防災上の安全性の確保を図り、生活利便性を向上させるため、主要区画道路の改良を行い、無秩序な宅地開発による不良な街区が形成されるのを未然に防止する。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、地区にふさわしい良好な街区の環境が形成されるよう、建築物の敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道	名称	幅員	延長	裏面参照
			道路1号	4m	100m	
			道路2号	4m	85m	
	路		道路3号	4m	50m	
	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡				
	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。</p>			

届出勧告制度  
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



大島元の山地区の地区計画の決定区域

4



まちづくりルールについてのお問い合わせは  
豊田市役所都市計画課 0565-34-6620